

長岡市移住体験ツアー参加促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外から本市への移住を促進するため、移住希望者が行う移住体験に必要となる交通費及び宿泊費に対して、予算の範囲内において、長岡市移住体験ツアー参加促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長岡市補助金等交付規則（昭和36年長岡市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 新潟県外に住所を有する者であって、本市への移住を希望するものをいう。
- (2) 移住体験ツアー 移住希望者に対して、長岡暮らしのイメージづくりや不安解消を後押しし、本市への移住促進を図るために本市が主催するツアー等をいう。
- (3) 同行者 移住希望者の配偶者、パートナー、親族又は市長が適当と認める者であって、当該移住希望者と、同じ交通手段で本市に移動し、同じ場所に滞在し、同じ移住体験ツアーに参加するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、満18歳以上の移住希望者であって、本市に滞在して移住体験ツアーに参加するものとする。ただし、次のいずれかに該当する者は、補助対象者とししない。

- (1) 移住体験ツアーへの参加の日において新潟県内への就職若しくは転職又は進学等が決定している者
- (2) 移住体験ツアーへの参加のために本市に滞在する期間中に、事業所等の採用試験を受け、又はインターンシップに参加する者
- (3) 本市に滞在する主な目的が観光又は学術研究である者
- (4) 長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者
- (5) 同行者が前各号のいずれかに該当する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、移住体験ツアーに参加するに当たり必要となる次に掲げる経費とする。ただし、国、新潟県、長岡市その他公的支援機関等から他の補助金等の交付を別途受けている場合は、その対象となった経費は、補助対象経費とししない。

- (1) 補助対象者及びその同行者の本市への移動に要する交通費（以下「交通費」という。）
- (2) 補助対象者及びその同行者の本市での滞在に要する宿泊費（以下「宿泊費」という。）

2 交通費は、次に掲げる行程に要する公共交通機関の運賃又は高速道路の利用料とする。この場合において、その行程は、経済的かつ合理的と認められるものでなければならない。

- (1) 補助対象者の自宅から本市における最初の滞在場所までの行程
- (2) 本市における最後の滞在場所から補助対象者の自宅までの行程
- 3 宿泊費は、宿泊に係る基本料金に限るものとし、飲食費、入湯税その他これらに類する費用を除くものとする。ただし、当該費用を明確に区分できない場合の取扱いは、市長が別に定める。
- 4 宿泊費は、補助対象者及び同行者それぞれについて2泊分を上限とする。
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額をそれぞれ上限とする。

- (1) 交通費 補助対象者及びその同行者それぞれについて1万円とし、1組（補助対象者及びその同行者をいう。以下同じ。）について2万円
- (2) 宿泊費 補助対象者及びその同行者それぞれについて1泊につき5,000円とし、1組について2万円

(補助金交付の回数)

第6条 1人の者が補助対象者又はその同行者として補助金の交付を受けることができる回数は、1年度において1回に限るものとし、2年度以上の期間において通算2回を上限とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、補助対象者が現に、本市に滞在し、かつ、移住体験ツアーに参加したときに、補助金を交付するものとする。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、原則として移住体験ツアーへの参加日から起算して7日前までに、長岡市移住体験ツアー参加促進補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の金額等が分かる書類の写し
 - (2) 現住所が確認できる写真付き本人確認書類の写し
 - (3) 前2号の書類のほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、不適当であると認めるときは補助金の不交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに関係書類を添えて、市長に変更申請をしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第10条 交付決定者は、移住体験ツアーに参加し、かつ、補助対象経費の支払を完了したときは、長岡市移住体験ツアー参加促進補助金実績報告書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (2) 振込口座預金通帳の写し
- (3) 前2号の書類のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告があった場合における規則第13条の規定による通知は、長岡市移住体験ツアー参加促進補助金額確定通知書により行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条第2項の規定による通知を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(調査等)

第12条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認める場合は、現地調査を行い、又は申請者に報告若しくは書類の提出を求めることができるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 市長は、第8条第2項の規定による補助金交付の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) 前2号に定めるときのほか、この要綱に違反する行為があったとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。